

公益財団法人 丹後中央病院「ふたばホール」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人丹後中央病院「ふたばホール」(以下、ホールという。)の使用について定めるものとする。

(ホールの使用)

第2条 ホールは、公益財団法人丹後中央病院(以下、当院という。)の会議及び各種会合に使用するものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合に、当院以外の者の主催する会合等にも使用させることができるものとする。

- ① 講演会、研究会その他の医療知識の向上等の目的により使用する場合
- ② その他病院長が使用目的を適当と認める場合

(使用の許可の申し込み)

第3条 ホールを使用しようとする者は、原則として使用日の10日前までに、使用申込書を病院長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 病院長は、前条の申込があったときは、その使用目的を審査し適当と認めるものについて、必要な条件を付して許可するものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、別表の通りとする。

(使用料の納付)

第6条 使用の許可を受けた者(以下、使用者という。)は、前条に規定する使用料を、使用前日までに当院に支払わなければならない。

2 既に支払われた使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部または一部を返還することがある。

- ① 災害その他使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき。
- ② 第10条第1項第1号の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。
- ③ 第11条の規定により、使用日時等の変更又は使用の取り止めの承認を受けたとき。

(使用料の特例)

第7条 病院長が特に必要と認めた場合には、使用料の一部又は全部を徴収しないことがある。

(現状変更等)

第8条 使用者は、このホールに特別の工作をし、又は病院長の許可なく現状を変更してはならない。

(使用権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取り消し等)

第10条 病院長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

- ① 当院において使用する必要が生じたとき。
 - ② 使用者がこの規程および許可条件に違反したとき。
- 2 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって、使用者に損害を及ぼすことがあっても、当院はその責を負わない。

(使用日時等の変更及び使用の取り止め)

第11条 使用者は、使用日時等を変更し、又は使用を取り止める場合は、使用日の3日前までに病院長に申し出なければならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、使用を終わったとき又は第10条の規定により使用の許可を取り消され若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、ホール及びその設備、備品等を破損若しくは滅失した場合又は許可条件に定める義務を履行しない場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(係員の入室等)

第14条 使用者は、当院の係員が維持管理のために行う指示及び入室を拒むことができない。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表)

「ふたばホール」使用料

時間帯	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後7時
使用料	3,000円	4,000円	2,000円
時間帯	午前9時～午後5時	午前9時～午後7時	
使用料	7,000円	9,000円	

(消費税：別途)